

認定社会福祉士認定研修細則第2条第1項第5号のウに規定する別に定める経験等について

2016年6月5日

沿革 2017年6月11日改正

2024年7月15日改正

2024年9月26日改正

1 単位の読替

相談援助実務経験10年以上及びチームリーダー的な職務経験5年以上の者であって認定社会福祉士認定研修を受講しようとする者が必要とする研修単位については、上限4単位として単位の読替を可とする。読替の対象と単位換算は次のとおりとする。

(1) 講師経験

- ・対象となる講師経験とは、大学等の講師、法人格を有する団体が主催する研修会の講師、とする。
- ・講師経験15時間を1単位とみなす。ただし、複数の講師経験の時間を合算することを可とする。

(2) 公的な資格等

- ・次の公的な資格等を有する場合、それぞれ1単位とする。

ア) 精神保健福祉士、介護福祉士、保健師、助産師、看護師、公認心理士師

イ) 介護支援専門員、サービス管理責任者、相談支援専門員、こども家庭ソーシャルワーカー

ウ) 専門職後見人等*

※専門職後見人等とは、社会福祉士の場合、権利擁護センターぱあとなあに名簿登録をしている専門職後見人、保佐人、補助人及び成年後見監督人とする。権利擁護センターぱあとなあへの名簿登録をもって1単位とする。

(3) 特別な研修（公的制度に裏付けられた研修など）

- ・国及び地方自治体が主催もしくは委託している社会福祉分野の研修を対象とする。ただし、精神保健福祉士、介護福祉士及び介護支援専門員の資格取得及び更新するための研修は除く。なお、対象となる研修は個別に判断する。
- ・15時間を1単位とする。ただし、研修時間の合算は可とする。